

教務規程（抄）

1 学習成績評価、単位認定に関する規定

1. 一般方針

- （１）評価にあたっては、学習指導要領に定められた各教科・科目の目標に準拠して適性に行う。
- （２）評価は、定期考査・平常の学習状況等を勘案して総合的に行う。

2. 定期考査等

- （１）定期考査は１・２学期それぞれ中間と期末の２回行い、年４回の考査を実施する。
- （２）科目は原則として全科目について行うが、実技、実習を伴う科目はこの限りでない。
- （３）正当な理由又はやむを得ない事由により定期考査を受験しない生徒については、追考査願いを提出し、追考査を行う。なお、「正当な理由」とは公認欠席・出席停止（忌引き、受験、感染症等）による欠席を指し、「やむを得ない事由」とは、風邪、腹痛等の体調不良による欠席を指す。
- （４）考査中、不正行為があった場合は、当該科目は０点となる。

3. 学習成績の評定

- （１）学年末における学習成績の評定は５段階法とする。
- （２）学習成績の評価が基準に満たないものは評定１とする。

4. 単位修得の認定

- （１）各教科科目の５段階評定が「２」以上で、各教科科目につき、出席時数が年間標準単位時数の３分の２以上である場合に単位修得を認定する。
- （２）５段階評定が「２」以上でも、出席時数が規定に沿わない場合は、原則として単位を認定しない。

2 進級並びに卒業の認定に関する規定

1 進級又は卒業の認定

- （１）本校が定める教育課程の教科科目及び各教科以外の教育活動の単位数を、すべて履修し、かつ必要な単位数を修得し、その成果が目標から見て満足できると認められる者について、校長がこれを認定する。
- （２）次の各項の一に該当する者について、校長は原学年に留め置くことができる。
 - ① 出席日数が年間実授業日数の３分の２に満たないもの。
 - ② 進級に必要な単位数を修得していない場合
 - ③ 卒業に必要な単位数を修得していない場合
- （３）原学年に留め置かれた場合は再度当該学年の教科科目及び特別活動をすべて履修しなければならない。